

長崎県小学校吹奏楽連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、長崎県小学校吹奏楽連盟（以下「小吹連」という）と称し、長崎県吹奏楽連盟に属する。

(事務局)

第2条 小吹連は、事務局を理事長または、事務局長の勤務校に置く。

(組織)

第3条 小吹連は、長崎県下の小学校の吹奏楽団体をもって組織する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 小吹連は、関係団体と提携し、吹奏楽を通して地域文化の向上と情操の陶冶および演奏技術の向上と団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 小吹連は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、交流会等の開催
- (2) 音楽会、コンクール等の開催
- (3) その他目的達成に必要な事業

第3章 役員

(役員)

第6条 小吹連に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 会長は、小学校の校長がこれにあたる。
- (2) 役員は、総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、小吹連を代表しその運営を統括する。
- (2) 理事長は、小吹連の業務を所轄する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (3) 事務局長は、小吹連の庶務の任にあたる。また、長崎県吹奏楽連盟の理事を兼ねる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、各加盟団体の代表者1名をもって構成する。定例の総会は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時の総会を招集することができる。

2 総会の議長は出席者の互選とする。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および事業計画に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(会議の定数)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

(会議の議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。ただし本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 加 盟

(加盟)

第13条 長崎県吹奏楽連盟への加盟をもって、小吹連に加盟したものとする。

附則

1 本規約は、平成15年4月22日制定施行。